

社会福祉法人 中城村社会福祉協議会

福祉車両貸出事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、一般の交通手段での移動が困難な方及びその家族に対し、生活圏の拡大など日常生活における外出を支援し、社会参加の促進の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は社会福祉法人 中城村社会福祉協議会（以下「社協」という。）とする。

(利用対象)

第3条 この事業の対象は、村内に居住する次の者とする。

- (1)在宅で外出時において、車いすを必要とする者（重度障害者や寝たきり老人等）
- (2)障害者や寝たきり老人等を扶養する家族
- (3)その他、会長が特に必要と認める者

(運行)

第4条 車両の運行は、年末年始（12/28～1/3）を除いて、毎日行うことができるものとする。しかし、会長が必要と認めるものについては、この限りではない。

(管理責任者)

第5条 車両は、事務局長が管理する。

(経費の負担)

第6条 車両の使用に際し、利用者は車両の使用に係る経費を負担する。

(利用者の借用申請)

第7条 車両の使用を希望する者は、使用許可申請書（様式第1号、以下「申請書」という。）に必要事項を記入し、事前に管理責任者の承認を得なければならない。但し、急を要する場合はこの限りではない。また、使用を許可された者が、その使用を取消す場合は、速やかに管理責任者まで申し出なければならない。

(使用に対しての留意事項)

第8条 車両の使用に関しては、次のことに留意しなければならない。

- (1)運転手については各自確保すること
- (2)家族または、扶養義務者は、対象者の身体の状態に応じ、介助乗車するものとする
- (3)使用後は車両の損傷の有無を確認し、返納しなければならない
- (4)運転手は、必ず備え付けの運行日誌に行程を記入しなければならない
- (5)事故が発生したときは、適切な処置を講ずると共に、速やかに管理責任者に届けること
- (6)営業活動に関する仕様は一切行わない

(使用許可の取消し)

第9条 車両の使用者が次に該当すると認められた場合、又は特別な事由が生じた場合は、管理責任者は使用取消し、又は使用の中止を命ずることができる。

(1)使用目的に反したとき

(2)使用中において著しく秩序を乱す行為があったとき

(3)使用上厳守すべき事項に違反する行為があったとき

(運転手の留意事項)

第10条 車両を運転手する者は、次のことに留意しなければならない。

(1)道路交通法を遵守すること

(2)使用者の処遇に関しては、細心の注意を払うこと

(3)運転手が生活保護受給中の場合、福祉事務所から運転を認められていることが確認できる者に限る

(事故・破損及び賠償)

第11条 車両の使用にかかる事故・賠償については次のとおりとする。

(1)借用中に係る使用上の如何なる事故といえども、その損害賠償の責任は、借用責任者が負うものとし、管理責任者はこれを負わない

(2)使用者は車両に、破損を生じさせた場合は、速やかに原型復元の措置を講じた上で、返納しなければならない

(保険の加入)

第12条 会長は、車両の点検整備に注意を払うとともに、適切な保険を掛けなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附 則)

この規程は、平成16年4月1日より施行する。

この規程は、令和6年4月1日より施行する。